

平成25年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年12月2日(月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	12月2日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	水野智見
	3番	戸谷裕治	4番	安藤洋一
	5番	佐藤茂	6番	山田新太郎
	7番	伊藤俊一	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

<p>地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名</p>	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政策推進 課 長	黒川 静一
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税務課長	服部 康彦
		次 長 兼 総務課長	江上 文啓		
	民 生 部	部 長	佐藤 一夫	次 長 兼 環境課長	上田 実
		次 長 兼 健康推進 課 長	川合 保	次 長 兼 子育て 推進課長	鈴木 利彦
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 まちづくり 推進課 長	志治 正弘
	上下水道部	次 長	絹川 靖夫	下 水 道 課 長	加藤 和己
		水道課長	佐藤 正樹		
	消 防 本 部	消 防 長	大橋 清	次 長 兼 消防署長	坪井 利親
		総務課長	伊藤 啓二		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長 兼 教育課長	鈴木 智久
		生涯学習 課 長	江 場 満	給食セン ター所長	大橋 幸一
	本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)			
	1 番	松 本 正 美	2 番	水 野 智 見

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第54号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第55号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第57号 蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第58号 蟹江町水道事業給水条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第59号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その1) 請負契約の締結事項の変更について
- 日程第9 議案第60号 平成25年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第61号 平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 追加日程第11 議案第59号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事学戸新田処理分区  
(その1) 請負契約の締結事項の変更について

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成25年第4回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

水野産業建設部長より、入院の際のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可します。

○産業建設部長 水野久夫君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間をお借りして一言お礼を申し上げます。

過日、病気入院の際には、議員の皆様には過分なるお見舞いを頂戴し、また、温かいお言葉をかけていただきました。本当にありがとうございました。ここまで回復しまして、きょうから職務に復帰することになりましたので、よろしく願いいたします。

今後とも健康には留意し、職務に励んでまいりますので、またよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

山本保険医療課長より、病気治療のため、今定例会の会議を欠席したい旨の申し出がありましたので、許可いたしました。

皆さんのお手元に議会運営委員会報告書が配付されておりますのでお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には伊藤恵美子さんを指名します。

ここで、去る11月26日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

議会運営委員会の報告をさせていただきたいと思っております。

11月26日の火曜日、午前9時から開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

まず、1番目でございますけれども、会期の決定についてでございます。本定例会の会期は、本日12月2日月曜日から12月17日火曜日までの16日間といたします。

2番目でございますけれども、議事日程について。

まず、本日2日、初日でございますが、議案上程・付託、精読の後、契約締結変更案件で

あります議案第59号を審議し、採決し、その後に全員協議会を行います。

3日火曜日でございますけれども、本日2日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

5日木曜日の午前9時から総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第54号から議案第57号までの4件の審査をお願いをいたします。午後1時30分からは防災建設常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第58号の1件の審査をお願いを申し上げます。

12日木曜日は一般質問を行います。一般質問が終わりましたら議会運営委員会、議会広報編集委員会の順で行います。

13日金曜日は、12日に終了または開催できなかった場合に引き続いて行わせていただきます。

17日火曜日は最終日でございます。委員長報告後、議案審議・採決となっております。本会議終了後、議員総会を開催をいたします。

以上が12月定例会の議事日程でございますので、よろしくをお願いをいたします。

3番目でございますが、先議案件についてでございます。

議案第59号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区（その1）請負契約の締結事項の変更について」は、本日追加日程により審議・議決をいたします。

4点目でございますが、行政報告についてでございます。

本日冒頭に、副町長から佐藤化学工業（株）破産に関する債権の回収状況について、報告を行います。

5番目でございます。意見書についてでございます。

9月定例会で継続となっております（1）及びその後に提出をされました（2）から（18）までの意見書の取り扱いにつきましては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催をし、協議することになっております。（1）から（18）につきましては、お目通しをしていただきますようお願いを申し上げます。

6番目でございますが、議事日程についてでございます。

本日日程は別紙のとおりでございます。お読みください。

7番目、その他でございます。

7番目の（1）でございますが、議員総会の開催についてであります。本会議終了後、議員総会を開催し、議会基本条例、政治倫理条例について協議をいたします。

（2）その他についてであります。

「老人福祉センター分館（憩いの家）の一時休止について」を全員協議会におきまして急遽追加で報告をいたしたいということでございますので、お願いを申し上げます。

全員協議会終了後、旧蟹江高等学校の跡地整備の進捗状況を全議員で視察をいたしたいと

思います。本日の時間等によりまして、マイクロバスなども用意をし現地へ赴く予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

続いて③でございますが、議員と理事者側との懇談会についてであります。

例年行っておりますので、ことしは12月17日火曜日、午後6時から丸河において懇談会を行いたいと思っておりますので、ぜひ出席のほどをお願いを申し上げます。

次に、海部郡の町村議会議員研修会及び懇談会についてであります。

12月20日の金曜日午後4時から湯元館において研修会を行い、その後、午後5時30分から懇談会を行います。

以上、報告といたしますので、よろしくお願いをいたします。

(10番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

ここで、行政報告の申し出がありましたので、許可いたします。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、議長のお許しをいただきましたので、佐藤化学工業破産に関するごみ袋の債権の回収状況、少し動きがございましたので、この件に関しましてご報告を申し上げたいと思います。

本件に関しましては、昨年4月に破産事件が発生してから現在まで4回わたって債権者報告会が開催されています。その後、11月15日付で第1回の配当を実施する旨の通知文書が届きましたので、その内容についてご報告させていただくものでございます。

まず第1回目の配当金額は、額といたしまして37万3,511円でございます。債権総額249万74円に対し15%の割合となっております。配当される期日は12月5日で、この金額から振込手数料を差し引いた金額が配当される予定であります。

ちなみに今回の破産事件で、他の市町も金額は違いますが同様の債権を有しておりまして、同程度、債権額の15%程度の配当があると聞いております。

なお、今後の見通しでございますが、年明けの1月21日に第5回目の報告会が予定されています。ただ海外債権、これはマレーシアとスリランカでございますが、この関係の清算に時間がかかるとしておりまして、また、今後何らかの動きがございましたらご報告申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

これで行政報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則120条の規定により、1番松本正美君、2番水野智見君を指名いたします。

○議長 高阪康彦君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は16日間と決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第3 議案第54号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第4 議案第55号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。



お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第5 議案第56号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第6 議案第57号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務

民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第7 議案第58号「蟹江町水道事業給水条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川です。

今回の条例改正ですけれども、来年の4月に消費税が8%、そしてまた再来年の10月ですか、まだこれは決まっておりませんが10%になろうということで、そういうことでやられると思います。以前にもこの水道料金の単位を問題になったことがあるんですが、基本水量といえますか、今1期2カ月分ですと20立方までは基本料金の消費税込みで2,415円という形になっておるとは思いますけれども、それをもう少し細かく刻んでくれというようなお話が一時期あったと思います。私も今回消費税が上がりますし、ひとり暮らしの方とかそういう方に対しましても、2カ月で20立方というのは非常に負担が大きく思うわけです。ですから、その半分の2カ月10立方がまず1つの基本水量ということで、そこからできましたら細かく1立方ずつ切っていただくのがよろしいのだろうと思いますが、手続とかいろいろあると思いますのでわかりませんが、これ委員会に付託されておるとは思いますので、一度ちょっと検討していただきまして、数字をお示しを願いたいと思います。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

できる限り資料をつくりまして、提出をさせていただきます。

○議長 高阪康彦君

他にございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第8 議案第59号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その1)請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号は精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第9 議案第60号「平成25年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第60号は精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第10 議案第61号「平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2

号) 」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第61号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第59号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その1)請負契約の締結事項の変更について」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第11 議案第59号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その1)請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

素人でございますので、工事内容についてちょっとわかりかねるんですが、一般的に矢板を残す、あとどういう工事になるかわかりませんが増額というふうになるんですが、一般的に矢板を抜くということは、抜く工事の見積もりがあるはずですね。抜くほうのほうが工事費としては必要なんですよ。その必要がなくなったからそのまま残しておくということになれば、逆に減額になるのではないかというふうに思えてならないんですが、これはどのような工事の中身になるんですか。抜かなくてよろしい、そのまま置いておきましょうと。そして下水管をとということならば、抜かんでいいんだから逆に減額補正じゃないかと思うんですけども。増額200万円かかるということは、どういう工事になってくると200万円余分に

かかるのかな、その点ちょっとわかりませんのでもう一度説明をお願いいたします。

○下水道課長 加藤和己君

議員の質問にお答えします。

当然矢板は引き抜くと、その打ち込みですと鋼矢板、矢板のお金がかかります。矢板の金額です。その金額がかかるもので増額になるものでございます。

(「金は残るんじゃないかと思うんだけども。逆か」の声あり)

要するに鋼矢板を買い取らなきゃならないんですよ。買い取らなきゃいけないので。埋め殺しでございまして、その鋼矢板を買い取らなきゃいかんとなりますので、そうなります。

(発言する声あり)

設計は、最初は打ち込んで引き抜きます。そうすると、鋼矢板は要りません。鋼矢板要らなくなります。ですが、この鋼矢板は打ちっぱなしでいきますので、どうしても矢板が……

(「そういう意味」の声あり)

そういうことです。

(「よくわからんけど、まあいいや」の声あり)

ありがとうございます。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午前10時15分)